

国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか？

職場の健康保険をやめた時、また、就職して職場の健康保険に加入した時は、役場で国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。

原則 14 日以内に手続きをしましょう。

【加入の届出が遅れた場合】

- 国民健康保険税は、資格を得た月までさかのぼって納めることになります。
- 保険証がない間の医療費は、全額自己負担になります。

職場を退職後の健康保険は？

①健康保険を任意継続

退職後原則 20 日以内に職場へ申請すれば、職場の健康保険に引き続き 2 年間加入できる場合があります。

職場の健康保険担当者にご確認ください。

②健康保険の扶養認定

家族の健康保険に扶養家族として認定されないか、家族の職場へご確認ください。

③国民健康保険に加入

①及び②に該当しない場合は国民健康保険に加入の手続きをしてください。

【脱退の届出が遅れた場合】

- 国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。
- 他の健康保険に加入しても、国民健康保険脱退の届出をしないと国民健康保険税は請求されます。国民健康保険脱退の手続きは、職場ではしてもらえませんが、役場で手続きをお願いします。

手続きに必要なもの

加入には、退職証明書または資格喪失証明書、脱退には、職場の保険証が必要です。

そのほかに、対象者と世帯主の個人番号確認書類と、本人確認ができる運転免許証などが必要となります。

◆加入・脱退届け先 住民課及び各支所総合窓口室

同時に国民年金の届けが必要ない手続き（職場の健康保険加入による国保脱退手続き等）は、健康対策課（保健福祉センターなわ）でも受付できます。

◆問い合わせ先

健康対策課 ☎0859-54-5206

不燃ごみの混入にご注意ください

名和クリーンセンターでは、可燃ごみや可燃粗大ごみを焼却しています。毎日焼却後の灰の中から、燃え残った不燃部分の金属や鉄、もともと可燃ごみの中に入ってはいけないうるごみなどが出てきます。その量は、なんとバケツ 1 杯分です。こうした不燃ごみが混入していると焼却炉の故障の原因となります。

可燃部分と不燃部分が一緒になったごみは、可燃ごみと不燃ごみにきちんと分別して出してください。

◆問い合わせ先

住民課

☎0859-54-5210

▶焼却炉から出てきた不燃ごみ



ペットボトルを正しく分別しましょう！

ペットボトル（飲料、めんつゆ、みりん等の容器）は、きれいに洗い、ふた・ラベルをとり、他のごみと混ぜないでつぶさずに出してください。※油、ソースなど、きれいにならなものは可燃ごみへ

このマークがあれば回収できます！



◆資源ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、ペットボトル直接持込みの問い合わせ先
鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ

☎0859-68-4071